町田市情報公開・個人情報保護審査会
２０２３年度第１７号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２５年４月２１日

答　　申

町田市教育委員会
教育長　小池　愼一郎　様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　野　村　武　司

２０２４年３月２２日付け２３町教学指第６０５４号（２０２３年度第１７号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０２３年８月１７日に処分庁町田市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が２０２３年８月３１日付け２３町教学指第２６２５号の２をもって行った不存在を理由とした非公開決定は、取り消されるべきである。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が２０２３年８月３１日付け２３町教学指第２６２５号の２をもって行った不存在を理由とした非公開決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、請求文書を公開せよとの裁決を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「条例」という。）第８条第１項の規定により、２０２３年８月１７日に処分庁に対し、「指導課○○○○がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録（２０２２年

３月２０日のログイン中の記録)」を対象とする公文書公開請求を行った。

２　処分庁は、審査請求人に対して、コンピュータシステム（学校）の端末ログは、システム提供事業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはないため、請求された公文書は存在しないとして、２０２３年８月３１日付け２３町教学指第２６２５号の２により本件処分を行った。

３　審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長(以下「審査庁」という。)に対して、本件処分を不服として２０２３年１１月３０日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

４　処分庁は、２０２４年１月１０日付け２３町教学指第４４２６号の２「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０２４年１月２５日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、条例第１４条第２項の規定に基づき、２０２４年３月２２日付け２３町教学指第６０５４号「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２４年７月１９日	審議
２０２４年８月２０日	処分庁への事情聴取
２０２４年９月２６日	審査請求人による口頭意見陳述
２０２４年１２月１９日	審議
２０２５年１月２３日	審議
２０２５年２月６日	審議
２０２５年３月６日	審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

コンピューターシステム（学校）のログ記録は、記録の発生起源が市の業務であり、情報セキュリティ業務において通常利用していることから、記録が発生した時点から市が保有する情報資産である。

２　処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

実施機関が使用しているコンピュータシステム環境は、サービス提供事業者がクラウド上に構築した環境をサービス利用しているものであり、端

末にログインした際のログ記録はクラウドサーバ上に自動的に記録される。

市は、クラウドサーバの運用保守をシステム提供事業者に委託しており、ログ記録はインシデント対応等のためシステム提供事業者が必要に応じて取得し、実施機関に提供する形で利用される。そのため、当該ログ記録は職員が職務上自発的に作成するものではなく、インシデント対応等以外で取得することのない電磁的記録であることから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」という公文書の定義には該当せず、また、実施機関が本件対象文書にあたるログ記録を過去に取得した事実がないことから、本件処分を行った。

3　審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

（1）請求内容のログ記録は、オンプレミス環境であろうとクラウドサービス環境であろうと情報システム内部の端末の操作記録である。

（2）端末は、職員が情報処理を行うために操作するものであり、町田市情報セキュリティ基本方針によると、業務以外に操作してはならない。よって、端末の操作記録は業務記録であり、発生起源からしても、市の情報資産である。

（3）地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容から、ログ取得にかかわるクラウドサービス事業者が提供するサービスとして、以下のものがある。

①各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得するログ取得機能

②取得した記録を保護する保護機能

③取得したログを定期的に点検又は分析する監視機能

これらにおいて、クラウドサービス事業者がサービス提供を遅滞させる理由がないので、利用者は記録の発生と同時に、サービス提供を受けるはずである。

（4）ログ記録が存在することから、市はクラウドサービス事業者に対して、提出手続きを明確に示し、提出を受けなければならないケースがある。

（5）処分庁の弁明は、あたかも市のログ記録のすべてが、クラウドサービス事業者が収集するログ記録であるかのように装った弁明であり、不当である。

（６）クラウドサービス事業者が管理するログ記録には、保護機能があるので、職員が操作する端末のログ記録は、記録と同時にクラウドサービス事業者で一定の期間保存される。

（７）本件に係る職員は、出勤簿で勤務日とされていない日曜日の市庁舎に長時間いた職員であり、不法に市庁舎や情報システムを使用した疑いのある職員である。

（８）処分庁の弁明は、市長部局の弁明とほぼ同じであることから、市ぐるみで、不当労働使役、不正アクセス、セキュリティ対策の不備等を監視する市民の権利を妨害する違法な処分と言わざるを得ない。

第５　審査会の判断

１　公開請求対象と本件処分について

本件公開請求は、「指導課〇〇〇〇がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録（２０２２年３月２０日のログイン中の記録)」を請求対象として特定して行われた。これに対し、公文書は存在しないとして実施機関は非公開決定を行った。これを受けて、審査請求人は、コンピュータシステム（学校）のログ記録は、記録の発生源が市の業務により発生したものであり、記録が発生した時点から市が保有する情報資産であり、ログ記録は、市が情報セキュリティ業務に通常利用している情報だから公文書であるとして、公開請求対象文書の公開を求めて本件審査請求を行った。

２　本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特定職員による特定日のコンピュータシステムにログインした端末のログ記録及びログイン中の記録である。審査請求人の反論書によると、公開を求めているのは職員が情報処理を行うために直接操作する端末の操作記録であるともされていることから、操作端末にログ記録が残ることを前提とし、加えてコンピュータシステムのログが存在すると主張していると解される。

そこで、操作端末とコンピュータシステム環境の各ログ記録について検討する。

３　本件処分の妥当性について

（１）操作端末ログ記録について

弁明書及び審査会として実施機関及び市長部局に確認したところによると、職員が個人ごとの専用のパソコン（操作端末）を利用しなければ業務ができない環境ではなく、操作端末であるパソコンを立ち上げると、コンピュータシステム環境に直接接続されて職員のＩＤ等でログインする方法で使用されている。どの操作端末からどの職員がログインしているのかは、コンピュータシステム環境にログが記録され、操作端末自体にログ等の記録が一切残らないとのことである。

また、コンピュータシステム環境は、システム提供事業者がクラウド上に構築した環境をサービスとして利用しており、システムにログインした記録（以下、ログ記録）については、システム提供事業者が設置・運転するクラウドサーバに自動的に記録されるものであるとのことである。このコンピュータシステム環境については、市長部局が権限を有しているとのことである。そのため、実施機関としては公文書として存在しないとしている。

以上のことから、操作端末のログ記録を保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

（２）システムログ記録について

審査会が実施機関に確認したところによると、コンピュータシステム環境として Google 社をサービス提供事業者とするものも使用されている。サービス提供事業者の提供するクラウドサーバ内にシステムログ記録が生成・保有され、また提供されている管理者ツールにより、閲覧・取得できるとのことである。実施機関は、これまでにシステムログ記録を書き出し取得したことはなく、公文書として保有していないため不存在としている。

「公文書」とは、コンピュータシステム環境として利用しているクラウドサービスにおいて、サービス提供事業者が管理するサーバ内で実施機関職員が文書を作成・取得して保存されたもので、クラウドサービスにアクセスすることによりこれらの公文書を閲覧・取得・編集等するなどして事務事業に利用していることになる。こうした実態を踏まえると、公文書として現に利用されているものは、形式的にはシステム提供事業者の管理下にあるシステム内で生成・保有されていることになるが、実施機関が主体的に閲覧・取得し、利用できることから、実際には公文書として実施機関が保有しているこ

とになる。

この観点からシステムログ記録の生成・保有状況を検討すると、システムログ記録は実施機関職員が職務上文書を作成・取得する過程で自動的に生成されるが、情報セキュリティのためにその生成・取得をクラウドサーバ管理の要件としている以上は、実施機関として作成・取得していると言える。加えてその閲覧・取得については、システム提供事業者を介さずに実施機関として主体的に管理者ツールで閲覧・取得ができるのであるから、コンピュータシステム環境内のクラウドに保有されている公文書と同等の実態を備えており、実施機関が保有する公文書に該当するということができる。

したがって、システムログ記録は公文書に当たらないとした、実施機関の判断は妥当ではなく、該当するシステムログ記録があるか否かを特定して決定を行うべきである。

4　結論

以上のことから、不存在を理由とした非公開との本件実施機関の判断は、操作端末ログについての判断は妥当であるが、システムログ記録についての判断は取り消されるべきである。